

# 川口市幸町二丁目町会規約

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は川口市幸町二丁目町会と称す。

(区 域)

第 2 条 本会の区域は、幸町2丁目全域、中青木2丁目2番および12番の一部とする。

(事務所の所在地)

第 3 条 本会は、事務所を町会長宅(幸町2-10-16)に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 本会は、地域社会の文化と伝統を守り、健全で明るいコミュニティ社会を建設するため、親睦、近隣扶助、環境整備を推進し、会員の福祉の向上と町会の発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- ① 会員の親睦、相互扶助および福利増進に関する事業
- ② 地域の青少年健全育成補導並びに民生に関する事業
- ③ 防犯、防災および災害対策に関する事業
- ④ 弔慰祝賀に関する事業。
- ⑤ 官公庁との連絡並びに近隣町会と協調する事業
- ⑥ その他前条の目的を達成するために総会または役員会において必要と認めた事業

## 第 3 章 会 員

(会 員)

第 6 条 第2条の区域内に住所を有する個人および法人は、すべて本会の会員となることができる。

2 第1項に該当しない者にあつては、本会の事業を賛助する賛助会員となることができる。

(会 費)

第 7 条 会員および賛助会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第 8 条 会員又は賛助会員になろうとする者は、別に定める入会届により会長に届け出なければならない。

2 本会は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する者の加入を拒んではならない。

3 賛助会員の加入にあつては、役員会において加入の可否を決定する。

(退 会)

第 9 条 会員又は賛助会員が退会しようとするときは、別に定める退会届により会長に届け出なければならぬ。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- ① 本会の区域内に住所を有しなくなったとき。
- ② 会費を2年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。

3 賛助会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- ① 死亡又は解散したとき
- ② 会費を2年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。

(拠出金品の不変換)

第 10 条 退会した会員又は賛助会員がすでに納入した会費、その他拠出金品は返還しない。

(除 名)

第 11 条 会員又は賛助会員が、本会の設立の趣旨に著しく違反した行為をなし、又は本会の名誉を著しく毀損する行為をなしたときは、総会において出席会員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

## 第 4 章 役 員

(役 員)

第 12 条 本会は、次の役員を置く。

- ①会長 1名
- ②副会長 若干名
- ③会計 2名
- ④庶務 2名
- ④部長 各部1名
- ⑤監事 若干名

(役員を選出)

第 13 条 会長は、別に定める班長を委員とする選考会議において選出し、総会の承認により決定する。

2 会長以外の役員は、会長が任命し、総会の承認により決定する。

3 役員の内任期中の退任等の場合、会長は、役員会の承認を得て、後任者を任命することができる。

4 役員は他の役職を兼務することができる。ただし、監事は、他の役職を兼務することができない。

(役員職務)

第 14 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

4 庶務は、会務を記録し、本会の連絡事務に当たる。

5 部長は、担当部の活動を統括する。

6 監事は、本会の会計その他会務を監査する。

(役員任期)

第 15 条 本会の役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合であっても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(顧問および相談役)

第 16 条 本会は、顧問および相談役を置くことができる。

2 顧問および相談役は、会長の推薦により役員会の承認を得て選任する。

3 顧問および相談役は、本会の業務運営上の事項について会長の諮問に応ずる。

## 第 5 章 総 会

(総会の種類)

第 17 条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の構成)

第 18 条 総会は、会員をもって構成する。

2 賛助会員は、総会に出席することができる。但し、発言権、議決権は、これを有しない。

(総会の権能)

第 19 条 総会は、次の事項を議決する。

①事業計画及び収支予算に関すること。

②事業報告及び収支決算に関すること。

③規約の制定改廃に関すること

④役員を選任及び解任に関すること。

⑤その他本会の運営に関すること。

(総会の開催)

第 20 条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、会長若しくは役員会が必要と認めるとき、又は会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的を示して請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第 21 条 総会は会長が招集する。

2 会長は、前条第2項に基づく請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない

3 総会を招集する場合は、会議の目的、内容、日時及び場所を記載した書面を、開会日の7日前までに、会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第 22 条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

(総会の成立要件)

第 23 条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(総会の議決)

第 24 条 総会の議事は、本規約に定めるものの他、出席会員の過半数をもって決する。但し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第 25 条 会員は、総会において、各々1個の議決権を有する。

2 会員は、あらかじめ委任状を提出することによって、他の会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合、総会の出席会員の数に算入する。

(総会の議事録)

第 26 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ①総会の日時及び場所
- ②会員及び役員の現在数
- ③総会に出席した会員の数及び役員の氏名
- ④議決事項
- ⑤議事の経過の概要及びその結果
- ⑥議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した会員又は役員の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

## 第 6 章 役員会

(役員会の種類)

第 27 条 役員会は、定例役員会と臨時役員会とする。

(役員会の構成)

第 28 条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第 29 条 役員会は、この規約に定めるものの他、次の事項を議決する。

- ①総会に付議すべき事項
- ②総会で議決した事項の執行に関する事項
- ③その他総会の議決を必要としない会務の執行に関する事項

(役員会の開催)

第 30 条 定例役員会は、毎月1回開催する。

2 臨時役員会は、会長が必要と認めるとき、又は役員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(役員会の招集)

第 31 条 役員会は会長が招集する。

2 役員会を招集するときは、役員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の7日前までに文書をもって通知しなければならない。但し、会長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この限りでない。

3 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時役員会を招集しなければならない。

(役員会の議長)

第 32 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の議決)

第 33 条 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決する。但し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(役員の議決権)

第 34 条 役員は、役員会において、各々1個の議決権を有する。

## 第 7 章 班長会議

(班長会議の種類)

第 35 条 班長会議は、定例班長会議と臨時班長会議とする。

(班長会議の構成)

第 36 条 班長会議は、班長および役員をもって構成する。

(班長会議の権能)

第 37 条 班長会議は、この規約に定めるものの他、次の事項を議決する。

①役員会に付議すべき事項

②役員会で議決した事項の執行に関する事項

③その他役員会の議決を必要としない班活動の執行に関する事項

(班長会議の開催)

第 38 条 定例班長会議は、毎月1回開催する。

2 臨時班長会議は、会長が必要と認めるとき、又は構成員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(班長会議の招集)

第 39 条 班長会議は会長が招集する。

2 班長会議を招集するときは、構成員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の7日前までに文書をもって通知しなければならない。但し、会長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この限りでない。

3 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時班長会議を招集しなければならない。

(班長会議の議長)

第 40 条 班長会議の議長は、会長がこれに当たる。

(班長会議の議決)

第 41 条 班長会議の議事は、出席構成員の過半数をもって決する。但し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(班長会議の議決権)

第 42 条 構成員は、班長会議において、各々1個の議決権を有する。

## 第 8 章 班

( 班 )

第 43 条 本会は、第5条に掲げる事業の円滑な遂行並びに本会内の連絡体制の確立を目的として、第2条に定める区域を区分し班を設置する。

2 班の構成は総会で定める。

(班 長)

第 44 条 班に班長1名を置く。

2 班長は、班会議において班内の会員の互選により選出し、総会の承認により決定する。

3 班長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(班会議)

第 45 条 班会議は、班長が必要と認めるとき、又は班員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

2 班会議の議長は、班長がこれにあたる。

3 班会議の議事は、出席班員の過半数をもって決する。但し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 班員は、班会議において、各々1個の議決権を有する。

## 第 9 章 部

( 部 )

第 46 条 本会は、第5条に掲げる事業の円滑な遂行を目的として、以下の部を設置する。

① 文教部

② 体育部

③ 交通防犯部

④ 衛生部

⑤ 女性部

⑥ 自主防災部

2 前項の規定にかかわらず、第5条に掲げる事業の遂行において必要と認められる場合は、総会の承認により部の新設又は統廃合を行うことができる。

(副部長)

第 47 条 部に副部長若干名を置く。

2 副部長は、部会議において部内の会員の互選により選出し、総会の承認により決定する。

3 副部長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(部会議)

第 48 条 部会議は、部長が必要と認めるとき、又は部員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

2 部会議の議長は、部長がこれに当たる。

3 部会議の議事は、出席部員の過半数をもって決する。但し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 部員は、部会議において、各々1個の議決権を有する。

## 第 10 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 49 条 本会の資産は、次に上げるものを持って構成する。

① 会費

② 寄付金品

③ 事業に伴う収入

④ 資産から生じた収入

⑤ その他の収入

⑥ 別表にあげる資産

(資産の管理)

第 50 条 資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決により定める。

2 別表にあげる資産は、これを処分し担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の議決をもってこれを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 51 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 52 条 本会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定める。

(事業報告及び収支決算)

第 53 条 本会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後2ヶ月以内に、その年度の財産目録とともに、監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 54 条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第 11 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 55 条 本規約を変更する場合は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(解散及び残余財産の処分)

第 56 条 本会が総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 本会が、解散する場合の残余財産の処分については、総会員の4分の3以上の同意を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする

## 第 12 章 雑 則

(表彰および弔慰)

第 57 条 特に功労あると認められる会員については、役員会の議決を得て感謝又は表彰することができる。

2 会員に不幸ある時は、別に定める弔慰金を贈ることができる。

(書類及び帳簿類などの備え付け)

第 58 条 本会は、事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付ける。

- ① 規約
- ② 認可に関する書類
- ③ 会議議事録
- ④ 会員台帳
- ⑤ 資産台帳
- ⑥ 収支及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- ⑦ 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
- ⑧ 事業計画書及び収支予算書

(細 則)

第 59 条 役員会は、本規約を実施するに当たって、必要がある場合には、細則を定めることができる。

2 役員会は、細則を制定したときは、次の総会に報告し承認を得なければならない。

附 則

- 1 本規約は、平成20年4月1日から実施する。
- 2 規約の変更に伴う必要な経過措置については、役員会の議決を得て別に定める。

附 則

- 1 本規約は、平成24年5月27日から実施する。



# 川口市幸町二丁目町会細則

## (会費)

第 1 条 規約第7条における会費の額は、次のとおりとする。

① 会費は、1世帯または1法人につき1ヶ月あたり300円とする。

② 賛助会費は、1世帯または1法人につき1ヶ月あたり200円とする。

2 会費は、年2回、4月分から9月分を4月に、10月分から3月分を10月に、班長がこれを集金し、本会に納める。但し、賛助会員については、4月分から翌年3月分までの1年分を4月に本会に納めるものとする。

3 やむを得ない事情により、役員会の承認を得たものについては、前項の規定によらない方法で納めることができる。

## (会長選考会議)

第 2 条 規約第13条第1項における選考会議は、毎年3月に開催する。

2 選考会議の招集は、会長が行う。

3 選考会議の議長は、出席班長の互選により選出する。

4 選考会議の議事は、出席班長の過半数をもって決する。但し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

5 選考会議の議決は、速やかに役員会に報告する。

## (弔慰金)

第 3 条 第57条第2項における弔慰金の額は、1名あたり5,000円とする。

2 役員および特に功労あると認められる会員については、役員会において対応を決定する。

## (細則の変更)

第 4 条 本細則を変更する場合は、総会の議決によらなければならない。

## 附 則

1 本細則は、平成20年4月1日から実施する。

2 細則の実施に伴う必要な経過措置については、役員会の議決を得て別に定める。